

登別市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の
運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年登別市条例第5号。以下「条例」という。）の運用に関し、他の法令、条例又は規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約の範囲)

第2条 条例第2条に定める長期継続契約を締結することができる契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に定めるように、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものであり、次に掲げるところにより運用するものとする。

(1) 条例第2条第1号に規定する物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの（以下「物品を借り入れる契約」という。）とは、複数年度にわたって同一の条件で継続して使用することを予定し、かつ、商取引上においても複数年度にわたって契約することが一般的なものであって、次のような物品を借入れる契約をいう。

ア 事務用機器 パソコン、複写機、印刷機等

イ 通信機器 電話機、ファクシミリ等

ウ 車両 自動車、軽自動車等

エ その他の物品 アからウまでに掲げるもののほか、その他特に市長が必要と認める物品

(2) 条例第2条第2号に規定する役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの（以下「役務の提供を受ける契約」という。）とは、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があり、年度開始前に契約しなければ事務の取扱いに支障が生じるもので、次のような役務の提供を受ける契約をいう。ただし、年度ごとに契約の履行の確認をすることができるものに限る。

ア 庁舎等の管理業務又は庶務等の事務処理業務

機械警備業務、エレベーター保守点検管理業務、自家用電気工作物保安管理業務、清掃業務等

イ その他の役務

自動車等運行業務その他特に市長が必要と認める役務

(長期継続契約の期間)

第3条 長期継続契約の期間の設定は、次のとおりとする。

(1) 物品を借り入れる契約

契約の期間の設定は、原則として5年以内とすること。ただし、借り入れる物品の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)に100分の120を乗じて得た年数(1年に満たない端数を生じたときは、これを1年に切り上げるものとする。以下同じ。)が5年を超える場合において、当該契約の内容から5年を超える期間が適当と認められるものについては、法定耐用年数に100分の120を乗じて得た年数を上限に契約の期間を定めることができる。この場合において、事業継続の目途、技術革新の状況及び経済変動等を勘案し、適切な契約期間を設定すること。

(2) 役務の提供を受ける契約

契約期間の設定は、年度ごとに契約内容を見直し、更なる経費の削減を図り、及びより良質なサービスの提供を受ける観点から、事業者間の競争性を確保する必要があるため、12月以内とすること。ただし、契約の相手方の機械装置を使用して行う機械警備業務については、前号の物品を借り入れる契約と同様の契約期間を設定することができる。

(事務手続の留意事項)

第4条 長期継続契約は、各年度における予算の範囲内において契約の履行を受けなければならないことから、契約の事務手続に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 予算執行伺に関すること。

ア 契約期間と長期継続契約であることを記入すること。

イ 履行期間の全期間を記入すること。(物品を借り入れる契約及び役務の提供を受ける契約のうち機械警備業務等に限る。)

ウ 予定金額には、当年度予算額を記入すること。

エ 契約期間全体の金額も併記すること。（物品を借り入れる契約及び役務の提供を受ける契約のうち機械警備業務等に限る。）

オ 専決区分は、契約期間全体の金額によること。

（２） 予定価格に関すること。

予定価格について、物品を借り入れる契約（役務の提供を受ける契約のうち機械警備業務を含む。）については、原則として月額とし、役務の提供を受ける契約については、契約期間における総額とすること。

（３） 入札公告又は指名通知に関すること。

ア 契約期間と長期継続契約であることを記入すること。

イ 全契約期間を記入すること。（物品を借り入れる契約及び役務の提供を受ける契約のうち機械警備業務等に限る。）

ウ 予算の減額又は削除があった場合は契約を解除することを明記すること。

（４） 契約書に関すること。

ア 契約書の作成

長期継続契約に該当する契約は、すべて契約書を作成すること。

イ 契約期間

契約期間には長期継続契約であることを記入するとともに、履行期間も併記すること。

ウ 契約金額

物品を借り入れる契約（役務の提供を受ける契約のうち機械警備業務等を含む。）については、原則として月額とし、役務の提供を受ける契約については、契約期間における総額とすること。

なお、複数年度にわたって契約の履行を受ける場合にあっては、契約書に年度ごとの契約の履行に係る金額をそれぞれ付記すること。

エ 特約条項

契約書の作成に当たっては、次の文例により、特約条項を契約書中に明記すること。

（特約条項）

第〇条 この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、発注者（登別市）は、契約

を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者（契約の相手方）は、解除により生じた損害の賠償を発注者に請求することができない。

(5) 入札及び契約締結の時期に関すること。

新年度予算成立前にその入札及び契約締結をすることができるが、この場合にあっても、その時期は履行の始期の属する年度における予算措置の裏付けの観点から、新年度予算の示達後でなければならない。

なお、準備期間中は役務の提供を受けないため、この間の費用支払は生じない。

(6) 予算の減額又な削除があった場合の手続に関すること。

予算の減額又は削除があった場合には、第3号エの規定に基づき、契約を解除することとなるが、この場合においては、予算の減額又は削除の事実を記載した決定書を作成するとともに、その旨を契約の相手方に通知すること。

ただし、暫定予算などのように一時的な予算の減額であって、その後予算が追加される場合は、契約を解除することを要しない。

(7) 次年度以降の執行に関すること。

ア 次年度以降の事務手続は、支出負担行為何に当該契約書の写しを添付すること。

イ 支出負担行為何の摘要欄には、契約期間中の何年目の契約であるかを記載すること。

(その他)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則（平成19年訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月22日から施行する。

附 則（平成30年訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。